

■ Article (vol. 84) ■

平成 26 年度税制改正大綱の主要課題を見る (2)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

平成 26 年 2 月 4 日に所得税法等の改正案が閣議決定された。復興特別法人税を今年度末に 1 年前倒しで廃止することが確定し、景気の回復傾向を支えるため、賃上げを促すための税制優遇や大企業の交際費の 50% を非課税にするなど企業向けの減税を拡大する。法人税の実効税率引下げについても 6 月を目処に議論が進められている。

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が 5% から 8% へ引き上げられるため、経済政策の重要性はさらに増す。安倍政権はデフレ脱却及び日本経済再生を目指し、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として、税制措置等を講じている¹。本稿では、前号 (vol. 83) に引き続き、「平成 26 年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では、資産課税、消費課税等を扱う。

【資産課税】

資産課税では、相続税の取得費加算の特例が見直される。また、医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等が創設された。これは、個人が「出資持分のある医療法人」を相続又は遺贈により取得した場合に、一定の要件の下相続税の納税を猶予する制度である。財務省による「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」では以下の項目が列挙されている²。

○ 復興支援のための税制上の措置

- ・ 東日本大震災に係る津波被災区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等の適用期限を 1 年延長

○ 税負担軽減措置等

- ・ 国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における研究開発の用に供する一定の設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設 (3 年間 1/2)

【消費課税】

消費課税については、軽減税率制度の導入や簡易課税制度の見直しがなされた。軽減税率制度とは、食料品等やガス・電気代等の生活必需品には通常の税率より低い税率を適用し、嗜好品等については高い税率を課す制度である。消費税の軽減税率制度については、消費税率を 10% に引き上げる際に導入することとされて

1 自由民主党・公明党「平成 26 年度税制改正大綱」平成 26 年度税制改正の基本的考え方
http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/zeisei2013/pdf128_1.pdf

2 財務省「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_gaiyou.pdf

いる。簡易課税制度とは、課税売上高が 5,000 万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置であり、売上にかかる消費税額を基礎として、仕入にかかる消費税額を簡易的に算定できる制度である。消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、「金融業及び保険業を第 5 種事業とし、そののみなし仕入率を 50%（現行：60%）とする」³ことと「不動産業を第 6 種事業とし、そののみなし仕入率を 40%（現行：50%）とする」⁴こととなった。この改正は平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間について適用される。

消費税の税率引上げに伴い、自動車課税の見直しも行われた。財務省による「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」では以下の項目が列挙されている⁵。

○ 車体課税の見直し

- ・ 自動車重量税
 - －エコカー減税の拡充及び経年車に対する課税の見直し
- ・ 自動車取得税
 - －税率引下げ（登録車 5%→3%、軽自動車 3%→2%）及びエコカー減税の拡充
- ・ 自動車税
 - －グリーン化特例の拡充
- ・ 軽自動車税
 - －平成 27 年度以降新車購入された四輪・三輪について税率の引上げ
 - －経年車重課の導入（平成 28 年度～）
 - －原付・二輪の税率の引上げ（平成 27 年度～）

○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

- ・ 免税対象を消耗品（飲食料品や化粧品等）へ拡大
- ・ 購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化

消費税率を 8%に引き上げる 4 月に自動車取得税を軽減する。自動車取得税は消費税との二重課税という批判が強かったため、その軽減は妥当な措置と言える。

また、外国人旅行者を対象にした消費税の免税措置も拡大する。税務署の許可を受けた免税店でパスポートを提示し 5,000 円超 50 万円以下の消耗品を購入した場合、消費税が免税となる。

財務省 「平成 26 年度税制改正の大綱」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf

財務省 「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_gaiyou.pdf

以上

3 財務省「平成 26 年度税制改正の大綱」、95 頁。

4 財務省「平成 26 年度税制改正の大綱」、95 頁。

5 財務省「平成 26 年度税制改正の大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/26taikou_gaiyou.pdf